

総務財政委員会 案件一覧

(令和6年6月21日・24日開催分)

○付託議案審査 9件

部局	上 程 順 (案)	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
総務部	2	第68号議案 職員の退職管理に関する条例	1	井村 人事企画担当課長
	1	第70号議案 大田区手数料条例の一部を改正する条例	2	鈴木 総務課長
	3	第74号議案 包括外部監査契約の締結について	3	片平 内部統制・情報セキュリティ担当課長
	4	第75号議案 大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修工事請負契約について	4	武藤 経理管財課長
		第76号議案 大田区立田園調布中学校外壁改修その他工事(Ⅱ期) 請負契約について	5	武藤 経理管財課長
		第77号議案 大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修電気設備工事請負契約について	6	武藤 経理管財課長
		第78号議案 大田区立馬込第三小学校校舎(棟番号①-1ほか) 取壊しその他工事請負契約について	7	武藤 経理管財課長
		第79号議案 大田区立入新井第一小学校校舎(棟番号②-1ほか) 取壊し工事請負契約について	8	武藤 経理管財課長
区民部	5	第69号議案 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部を改正する条例	1	佐藤 課税課長

○外郭団体の経営状況報告 1件

部局	件 名	資料 番号	説明者 (所管課長名等)
総務部	大田区土地開発公社の経営状況報告について	1	武藤 経理管財課長

○大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設の改築工事における漏水事故について（経過報告） 1件

部局	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
各部共通	大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設の改築工事における漏水事故について（経過報告）	1	小池 施設調整担当課長

○所管事務報告 3件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
経営企画部	1	第1回大田区基本計画懇談会の実施報告について	1	須田 企画調整担当課長
総務部	2	工事請負契約の報告について ・大田区南千束三丁目、下丸子四丁目付近管路耐震化工事 ・本庁舎新設便所その他改修工事（Ⅱ期） ・田園調布せせらぎ公園整備工事（体育施設周辺）	1	武藤 経理管財課長
管理会計室	3	令和5年度 大田区各会計歳入歳出決算	1	杉村 会計管理者

総務財政委員会
令和6年6月21日・24日
総務部 資料1番
所管 人事課

職員の退職管理に関する条例について

1 条例制定の理由

地方公務員法第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定する。

2 制定概要

- (1) 職員が、利害関係団体に対して管理監督職に就いている又は就いていた職員（以下「管理監督者等」という。）又は管理監督者等であった者のために再就職のあっせん等をする 것을規制する。
- (2) 管理監督者等が、利害関係団体に対して在職中に求職活動を行うことを規制する。
- (3) 管理監督者等であった者が、離職後2年間、利害関係団体に対して求職活動を行うことを規制する。
- (4) 職員の再就職を適正に管理するに当たり、大田区キャリア人材活用センターを設置する。
- (5) 管理監督者等及び管理監督者等であった者の再就職の公正性の確保のため、区長の附属機関として、大田区退職管理委員会を設置する。

3 施行日

公布の日

4 制定内容

別紙「議案」のとおり

第 68 号議案

職員の退職管理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 19 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 6 の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督者等 管理監督職（職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）第 9 条の 2 第 1 項に規定する管理職手当が支給される職をいう。以下同じ。）に就いている又は就いていた、現に職員である者をいう。
- (2) 管理監督者等であった者 管理監督職に就いていた、現に職員でない者をいう。
- (3) 利害関係団体 営利企業等（法第 38 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）のうち、管理監督職に就いている又は就いていたときの職務に利害関係を有するもの等として大田区規則（以下「区規則」という。）で定めるものをいう。
- (4) 再就職のあっせん等 利害関係団体に対し、管理監督者等をその離職後に、又は管理監督者等であった者を当該利害関係団体の地位に就かせることを目的として、当該管理監督者等若しくは管理監督者等であった者に関する

情報を提供し、若しくは当該利害関係団体の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該管理監督者等をその離職後に、若しくは管理監督者等であった者を当該利害関係団体の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼することをいう。

- (5) 求職活動 利害関係団体に対し、離職後に当該利害関係団体の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することをいう。

(再就職のあっせん等の規制)

第3条 職員は、再就職のあっせん等をしてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により区長の承認を得て、管理監督者等又は管理監督者等であった者を当該承認に係る利害関係団体の地位に就かせることを目的として人材情報の提供を行うとき。
- (2) 職業安定法（昭和22年法律第141号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合
- (3) 退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）を退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として行う場合
- (4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者となることが予定されている職員を派遣される利害関係団体の地位に就かせることを目的として行う場合

(管理監督者等に対する在職中の求職活動の規制)

第4条 管理監督者等は、求職活動をしてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 管理監督者等が求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により区長の承認を得て、当該管理監督者等が当該承認に係る利害関係団体に対して行うとき。

(2) 前条第2項第1号の承認を得た管理監督者等が、当該承認に係る利害関係団体に対して行う場合

(3) 退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合

(管理監督者等であった者に対する離職後の求職活動の規制)

第5条 区長は、管理監督者等であった者に対し、離職後2年間、求職活動をしないよう求めることができる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 管理監督者等であった者が求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により区長の承認を得て、当該管理監督者等であった者が当該承認に係る利害関係団体に対して行うとき。

(2) 第3条第2項第1号の承認を得た管理監督者等であった者が、当該承認に係る利害関係団体に対して行う場合

(3) 退職手当通算予定職員であった者が退職手当通算法人に対して行う場合
(大田区キャリア人材活用センターの設置)

第6条 職員の再就職を適正に管理するに当たり、次に掲げる事項に関する事務を行うことを目的として、大田区キャリア人材活用センター（以下「キャリア人材活用センター」という。）を置く。

(1) 営利企業等からの求人の申込みの受付及び区長による人材情報の提供

(2) その他退職管理の適正確保に関する事務

2 キャリア人材活用センターの運営における前項各号に掲げる事務に関して必要な事項については、区規則で定める。

(大田区退職管理委員会の設置)

第7条 管理監督者等及び管理監督者等であった者の再就職の公正性の確保のため、区長の附属機関として、大田区退職管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属された事項を処理する。

3 区長は、次に掲げる承認を行う場合には、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。

(1) 第3条第2項第1号に規定する人材情報の提供の承認

(2) 第4条第2項第1号に規定する管理監督者等による求職活動の承認

(3) 第5条第2項第1号に規定する管理監督者等であった者による離職後の求職活動の承認

4 委員会は、前項各号に掲げる事項の審議のほか、管理監督者等及び管理監督者等であった者の退職管理の適正確保に関する事項について、区長から報告を受けることができる。

5 区長は、第3項各号に掲げる事項の審議のほか、管理監督者等及び管理監督者等であった者の退職管理の適正確保に関する事項について、委員会へ意見を求めることができる。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の委嘱)

第9条 委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有するもののうちから、区長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の解職)

第10条 区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 心身の故障により職務を遂行することができないと認められるとき。

(4) 前条第3項前段の規定に違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると区長が認めるとき。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条の規定は、この条例の施行前に離職した者には適用しない。

(提案理由)

職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるの
で、この案を提出する。

総務財政委員会 令和6年6月21・24日
総務部 資料2番
所管 総務課

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

以下の理由から所要の規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正する。

- (1) 宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に改正され、同法に基づく規制区域の指定が行われることに伴い、許可申請等の手数料を定める必要がある。
- (2) 建築基準法施行令の改正に伴い、認定制度が新設されたことにより申請手数料を定める必要がある。

2 改正概要

- (1) 盛土規制法に基づき東京都から大田区が宅地造成等工事規制区域に指定され、その運用が開始されることに伴い、次のとおり規定を整備する。(別添1)
 - ア 一定規模以上の宅地造成工事等に関する工事の許可申請若しくは変更許可申請を行う場合又は盛土規制法調書の写し若しくは盛土規制法に適合することを示す証明書を交付する場合における手数料を新設する。
 - イ 都市計画法に基づく開発行為の許可が、盛土規制法に基づく工事の許可を受けたものとみなされることにより、開発行為の審査の業務量が増加するため、手数料の額を改正する。
 - ウ その他規定の整備を行う。
- (2) 建築基準法施行令の改正に伴い、接道義務又は道路内建築制限の適用を受けない既存不適格建築物の大規模の修繕又は模様替を行う場合の緩和に係る特例認定制度が創設されたため、認定申請手数料を新設する。(別添2)

3 施行日

令和6年7月31日から施行する。

ただし、(2)については公布の日から施行する。

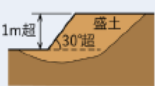

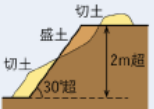
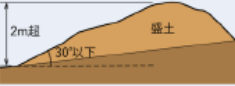
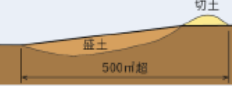
盛土規制法の概要

規制区域 ○大田区全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定される予定(羽田空港の一部を除く)
(宅地造成等工事規制区域:市街地など、盛土等が破壊した際に人家等に危害を及ぼしうるエリア)

規制対象 ○規制区域内で行われる盛土等は許可申請が必要(土地の形質の変更)
○単なる土捨て行為や一時的な堆積についても許可申請が必要(一時的な土石の堆積)

規制対象となる規模

土地の形質の変更(盛土・切土)

① 盛土で高さが1m超の崖を生じるもの	② 切土で高さが2m超の崖を生じるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生じるもの(①、②を除く)	④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)
				

一時的な土石の堆積

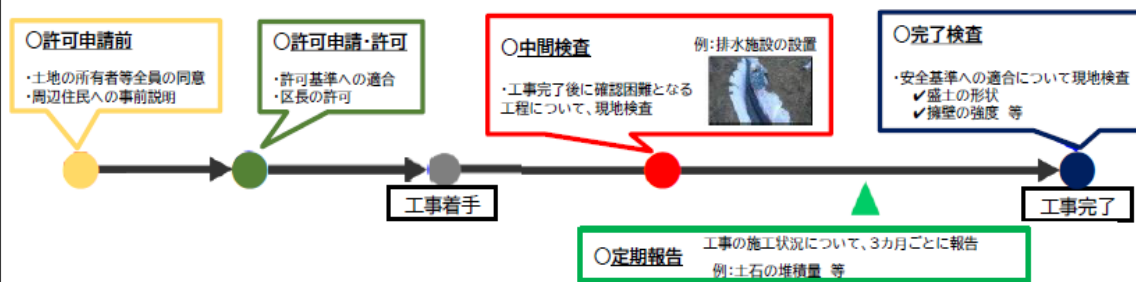
① 最大時に堆積する高さが2m超となる土石の堆積	② 最大時に堆積する面積が500㎡超となる土石の堆積
	

許可基準・手続き ○災害防止のために必要な許可基準を区が設定
○工事着手前に、区長の許可が必要

**定期報告
中間検査
完了検査** ○施工状況の定期報告を実施
○施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施
(開発許可で本法の規制対象となる盛土等を行う場合は、中間検査及び定期報告の対象となる)

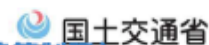
工事完了後 ○土地所有者等に対して、擁壁等の維持保全の努力義務が課せられる

手続きの流れ



【建築基準法第86条の7】

一定範囲内の増築等において遡及適用しない規定・範囲の追加（接道規制・道路内建築制限）



現状・改正主旨

- 接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等となる省エネ改修等を行う場合には現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修等自体を断念せざるを得ない。

改正概要

- 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

現行

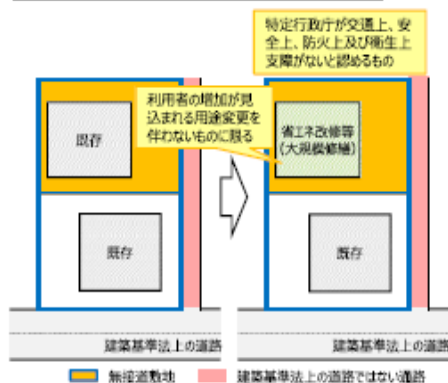
増改築、大規模修繕等の際は現行基準適合が必要

改正後

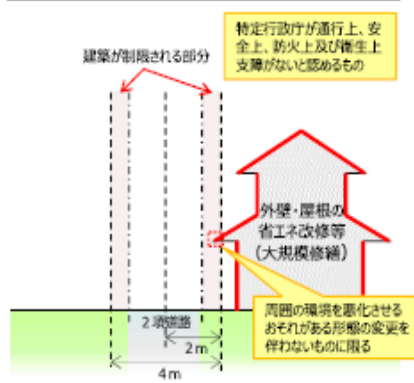
政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合には、現行基準を適用しない

< 政令で定める範囲のイメージ【令第137条の12第6項・第7項】 >

接道義務（法第43条第1項）が不適格の場合



道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の場合



大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）新旧対照表

新				旧			
○大田区手数料条例 昭和 32 年 12 月 2 日 条例第 24 号 第 1 条から第 6 条まで(略) 別表第 1（第 2 条関係）				○大田区手数料条例 昭和 32 年 12 月 2 日 条例第 24 号 第 1 条から第 6 条まで(略) 別表第 1（第 2 条関係）			
項	事務	名称及び額（1 件につき）	徴収 時期	項	事務	名称及び額（1 件につき）	徴収 時期
1 から 106 の 3 の 2 の 2 まで (略)				1 から 106 の 3 の 2 の 2 まで (略)			
106	建築基準 の法施行令第 3 137 条の 12 第 の 6 項の規定 2 に基づく既 の存の建築物 3 に対する制 限の緩和に 係る認定の 申請に対す る審査	既存建築物の敷地と道路認定 との関係の制限の緩和に係 る認定申請手数料 28,000 円	認定 申請 の と き	106	建築基準 の法施行令第 1 3 37 条の 16 第 の 2 号の規定 2 に基づく建 の築物の移転 3 の認定の申 請に対する 審査	建築物の移転認定申請手 数料 28,000 円	認定 申請 の と き
106	建築基準 の法施行令第 1 3 37 条の 12 第 の 7 項の規定 2 に基づく既 の存の建築物 4 に対する制 限の緩和に 係る認定の 申請に対す る審査	既存建築物の道路内の建 築制限の緩和に係る認定申 請手数料 28,000 円	認定 申請 の と き	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)

106	建築基準 の法施行令第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転の認定の申請に対する審査	建築物の移転認定申請手数料 28,000円	認定申請のとき	(新設)	(新設)	(新設)	
106の3の3から107の2まで(略)				106の3の3から107の2まで(略)			
108	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料 (1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 ア 0.1ヘクタール未満のもの 13,000円 イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 39,000円 ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 76,000円 エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 149,000円 オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 225,000円 カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未	許可申請のとき	都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為許可申請手数料 (1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積に応じ、次に掲げる額 ア 0.1ヘクタール未満のもの 13,000円 イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの 34,000円 ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの 65,000円 エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの 133,000円 オ 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの 200,000円 カ 3ヘクタール以上6ヘクタール未	許可申請のとき	

	<p>満のもの</p> <p>キ 6ヘクター <u>370,00</u> ル以上 10ヘ クター未 満のもの</p> <p>ク 10ヘクター <u>497,00</u> ル以上のも の</p> <p>(2) 主として住宅以外 の建築物で自己の業務 の用に供するものの建 築又は自己の業務の用 に供する特定工作物の 建設の用に供する目的 で行う開発行為の場合 開発区域の面積に応 じ、次に掲げる額</p> <p>ア 0.1ヘクタ <u>21,000</u> ール未満の <u>円</u> もの</p> <p>イ 0.1ヘクタ <u>51,000</u> ール以上 0.3 <u>円</u> ヘクター未 満のもの</p> <p>ウ 0.3ヘクタ <u>113,00</u> ール以上 0.6 <u>円</u> ヘクター未 満のもの</p> <p>エ 0.6ヘクタ <u>204,00</u> ール以上 1 <u>円</u> ヘクター未 満のもの</p> <p>オ 1ヘクター <u>340,00</u> ル以上 3ヘ クター未 満のもの</p> <p>カ 3ヘクター <u>457,00</u> ル以上 6ヘ クター未</p>				<p>未満のもの</p> <p>キ 6ヘクタ <u>337,00</u> ール以上 10 <u>円</u> ヘクター未 満のもの</p> <p>ク 10ヘクタ <u>460,00</u> ール以上の <u>円</u> もの</p> <p>(2) 主として住宅以外 の建築物で自己の業務 の用に供するものの建 築又は自己の業務の用 に供する特定工作物の 建設の用に供する目的 で行う開発行為の場合 開発区域の面積に応 じ、次に掲げる額</p> <p>ア 0.1ヘクタ <u>20,000</u> ール未満の <u>円</u> もの</p> <p>イ 0.1ヘクタ <u>46,000</u> ール以上 0.3 <u>円</u> ヘクター未 満のもの</p> <p>ウ 0.3ヘクタ <u>100,00</u> ール以上 0.6 <u>円</u> ヘクター未 満のもの</p> <p>エ 0.6ヘクタ <u>185,00</u> ール以上 1 <u>円</u> ヘクター未 満のもの</p> <p>オ 1ヘクタ <u>307,00</u> ール以上 3 <u>円</u> ヘクター未 満のもの</p> <p>カ 3ヘクタ <u>415,00</u> ール以上 6 <u>円</u> ヘクター未</p>
--	--	--	--	--	---

	満のもの			未満のもの	
	キ 6ヘクター <u>567,00</u>			キ 6ヘクタ <u>521,00</u>	
	ル以上10ヘ			ール以上10	
	クター未			ヘクタール	
	満のもの			未満のもの	
	ク 10ヘクター <u>795,00</u>			ク 10ヘクタ <u>737,00</u>	
	ル以上のも			ール以上の	
	の			もの	
	(3) (1)及び(2)に掲			(3) (1)及び(2)に掲	
	げる場合以外のもの			げる場合以外のもの	
	開発区域の面積に応			開発区域の面積に応	
	じ、次に掲げる額			じ、次に掲げる額	
	ア 0.1ヘクタ <u>141,00</u>			ア 0.1ヘクタ <u>131,00</u>	
	ール未満の			ール未満の	
	もの			もの	
	イ 0.1ヘクタ <u>215,00</u>			イ 0.1ヘクタ <u>199,00</u>	
	ール以上0.3			ール以上0.3	
	ヘクタール			ヘクタール	
	未満のもの			未満のもの	
	ウ 0.3ヘクタ <u>320,00</u>			ウ 0.3ヘクタ <u>292,00</u>	
	ール以上0.6			ール以上0.6	
	ヘクタール			ヘクタール	
	未満のもの			未満のもの	
	エ 0.6ヘクタ <u>379,00</u>			エ 0.6ヘクタ <u>348,00</u>	
	ール以上1			ール以上1	
	ヘクタール			ヘクタール	
	未満のもの			未満のもの	
	オ 1ヘクター <u>573,00</u>			オ 1ヘクタ <u>525,00</u>	
	ル以上3ヘ			ール以上3	
	クター未			ヘクタール	
	満のもの			未満のもの	
	カ 3ヘクター <u>654,00</u>			カ 3ヘクタ <u>599,00</u>	
	ル以上6ヘ			ール以上6	
	クター未			ヘクタール	
	満のもの			未満のもの	
	キ 6ヘクター <u>808,00</u>			キ 6ヘクタ <u>746,00</u>	
	ル以上10ヘ			ール以上10	
	クター未			ヘクタール	
	満のもの			未満のもの	

		ク 10ヘクタール以上のもの	1,081,000円			ク 10ヘクタール以上のもの	1,004,000円	
109	都市計画	開発行為変更許可申請手 法第35条の2の規定に基づき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,081,000円を超えるときは、その手数料の額は、1,081,000円とする。	変更 許可 申請 の と き		109	都市計画	開発行為変更許可申請手 法第35条の2の規定に基づき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が1,004,000円を超えるときは、その手数料の額は、1,004,000円とする。	変更 許可 申請 の と き
	査	(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、108の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、108の項に規定する額 (3) (1)及び15,000円(2)の変更以外のもの				査	(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ、108の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、108の項に規定する額 (3) (1)及び15,000円(2)の変更以外のもの	
110から113まで (略)					110から113まで (略)			
114	都市計画	開発登録簿A 1版 700円	交付		114	都市計画	開発登録簿A 1版 700円	交付

	法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	の写しの交付 <u>1 通</u> 手数料 につ き A 3 版 300 円 <u>1 通</u> につ き	申請 の と き 交 付 申 請 又 は 交 付 の と き		法第 47 条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	の写しの交付 <u>1 枚</u> 手数料 につ き A 3 版 300 円 <u>1 枚</u> につ き	申請 の と き 交 付 申 請 又 は 交 付 の と き
114	都市計画 の法施行規則 2 (昭和 44 年 建設省令第 49 号) 第 60 条の規定に 基づく証明 書の交付	証明書の交 <u>1 通</u> 900 円 付手数料 につ き	交 付 申 請 の と き	((新設) 新 設)	((新設) 新 設)	((新設) 新 設)	((新設) 新 設)
114	宅地造成 の及び特定盛 3 土等規制法 (昭和 36 年 法律第 191 号) 第 12 条第 1 項の規定 に基づく宅 地造成等に 関する工事 の許可の申 請に対する 審査	宅地造成、特定盛土等又 は土石の堆積工事許可申請 手数料 <u>(1) 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 切 土又は盛土をする土地 の面積に応じ、次に掲 げる額</u> ア 500 平方メ 20,000 ートル以内 円 のもの イ 500 平方メ 34,000 ートルを超 円 え、1,000 平 方メートル 以内のもの ウ 1,000 平方 54,000 メートルを 円 超え、2,000 平方メート ル以内のも の エ 2,000 平方 89,000	許 可 申 請 の と き	((新設) 新 設)	((新設) 新 設)	((新設) 新 設)	((新設) 新 設)

		<u>メートルを</u> 円 <u>超え、5,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の</u> <u>オ 5,000 平方</u> 123,00 <u>メートルを</u> 0円 <u>超え、10,000</u> <u>平方メート</u> <u>ル以内のも</u> <u>の</u> <u>カ 10,000 平</u> 201,00 <u>方メートル</u> 0円 <u>を超え、20,0</u> <u>00 平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの</u> <u>キ 20,000 平</u> 220,00 <u>方メートル</u> 0円 <u>を超え、40,0</u> <u>00 平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの</u> <u>ク 40,000 平</u> 275,00 <u>方メートル</u> 0円 <u>を超え、70,0</u> <u>00 平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの</u> <u>ケ 70,000 平</u> 364,00 <u>方メートル</u> 0円 <u>を超え、100,</u> <u>000 平方メー</u> <u>トル以内の</u> <u>もの</u> <u>コ 100,000 平</u> 533,00 <u>方メートル</u> 0円 <u>を超えるも</u> <u>の</u> <u>(2) 土石の堆積を行う</u>				
--	--	--	--	--	--	--

		<p>場合 土石の堆積をす る土地の面積に応じ、 次に掲げる額</p> <p>ア 500 平方メ 18,000 ートル以内 円 のもの</p> <p>イ 500 平方メ 28,000 ートルを超 円 え、1,000 平 方メートル 以内のもの</p> <p>ウ 1,000 平方 35,000 メートルを 円 超え、2,000 平方メート ル以内のも の</p> <p>エ 2,000 平方 54,000 メートルを 円 超え、5,000 平方メート ル以内のも の</p> <p>オ 5,000 平方 66,000 メートルを 円 超え、10,000 平方メート ル以内のも の</p> <p>カ 10,000 平 121,00 方メートル 0円 を超え、20,0 00 平方メー トル以内の もの</p> <p>キ 20,000 平 134,00 方メートル 0円 を超え、40,0 00 平方メー トル以内の</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		<p>もの ケ 40,000 平 163,00 方メートル 0円 を超え、70,0 00 平方メー トル以内の もの コ 70,000 平 207,00 方メートル 0円 を超え、100, 000 平方メー トル以内の もの ク 100,000 平 292,00 方メートル 0円 を超えるも の</p>				
114	宅地造成 の及び特定盛 4 土等規制法 第 16 条第 1 項の規定に 基づく宅地 造成等に関 する工事に 関する計画 の変更許可 の申請に対 する審査	<p>宅地造成、特定盛土等又 は土石の堆積工事変更許可 申請手数料</p> <p>(1) 宅地造成又は特定の 盛土等を行う場合 変 更許可申請 1 件につ き、次に掲げる額を合 算した額。ただし、その 額が 533,000 円を超え るときは、その手数料 の額は、533,000 円とす る。</p> <p>ア 宅地造成又は特定 盛土等に関する工事 の設計の変更（イの みに該当する場合を 除く。）については、 切土又は盛土をする 土地の面積（イに規 定する変更を伴う場 合にあつては変更前 の切土又は盛土をす る土地の面積、切土</p>	変更 許可 申請	(新設)	(新設)	(新設)

		<p>又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) に応じ、114 の3の項に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入された切土又は盛土をする土地の面積に応じ、114 の3の項に規定する額</p> <p>ウ ア及びイ 15,000 円の変更以外のもの</p> <p>(2) 土石の堆積を行う場合 変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 292,000 円を超えるときは、その手数料の額は、292,000 円とする。</p> <p>ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更 (イのみに該当する場合を除く。) については、土石の堆積をする土地の面積 (イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土</p>				
--	--	---	--	--	--	--

		<p>石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土地の面積) に応じ、114の3の項に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ、114の3の項に規定する額</p> <p>ウ ア及びイ 15,000 円のもの</p>				
114の5	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定に基づく証明書の交付	<p>証明書の交付手数料 900 円</p> <p>につき</p>	交付申請のとき	(新設)	(新設)	(新設)
114の6	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和6年東京都条例第36号)第5条第3項に基づく盛土規制法調書の写	<p>盛土規制法1通調書の写しの交付手数料 700 円</p> <p>につき</p>	交付申請のとき	(新設)	(新設)	(新設)

<u>しの交付</u>					
115 から 137 まで (略)			115 から 137 まで (略)		
別表第 2 及び別表第 3 (略)			別表第 2 及び別表第 3 (略)		
<u>付 則</u>					
<u>この条例は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。</u>					
<u>ただし、別表第 1 の 106 の 3 の 2 の 3 の項から 106</u>					
<u>の 3 の 2 の 5 の項までの改正規定は、公布の日から</u>					
<u>施行する。</u>					

総務財政委員会 令和6年6月21日・24日
総務部 資料3番
所管 内部統制・情報セキュリティ担当課長

包括外部監査契約の締結について

- 1 契約の相手方
氏名 須山 敦子
資格 公認会計士
- 2 契約期間
令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- 3 契約金額
1,210万円を上限とする額
- 4 費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払い

【提案理由】

包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第252条の36第2項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出する。

【当区契約実績（官公庁実績）】

令和5年8月 指定管理者モニタリングに係る財務審査

【選定経過】

大田区外部監査人選定委員会を開催し、区管理職3名が選定委員として、以下のとおり選定を行った。

日本公認会計士協会東京会会長から推薦された2名の候補者について、提案書、履歴書から読み取れる区政への関心、監査に関する十分な知識及び経験並びに本人へのヒアリングによる区政の向上に対する意欲、積極性、堅実性を中心に採点方式により審議した結果、包括外部監査の契約締結における内定者を決定した。

大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築及び大規模改修工事
- (2) 工事場所 大田区南六郷三丁目 23 番 9 号及び南六郷三丁目 23 番 8 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年1月9日まで
- (4) 工事内容
 - ア 増築工事 増築棟 S造地上6階建 約 3,025 m²
駐輪場 S造地上1階 約 63 m²
 - イ 内部改修工事 (スケルトン改修) 約 1,390 m²
 - ウ 外壁改修工事 約 880 m²
 - エ 防水改修工事 約 250 m²

2 案内図



入札経過調書

第75号議案

入札年月日	件名	大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築及び大規模改修工事		
令和6年5月14日				
入札参加者		第1回入札(税抜)	第2回入札(税抜)	
1	河津・蔵王 建設工事共同企業体	¥2,490,000,000		
2	サンユー・鎚谷 建設工事共同企業体	レ ¥2,260,000,000		
3	醍醐・横山 建設工事共同企業体	¥2,550,000,000		
4				
5				
6				
7				

契約の相手方	名称	サンユー・鎚谷建設工事共同企業体		
	所在地	大田区南雪谷二丁目17番8号		
契約金額(税込)	¥2,486,000,000	(落札率99.67%)		
	(税抜)	¥2,260,000,000		
予定価格(税込)	¥2,494,338,000			
	(税抜)	¥2,267,580,000		
工期	契約有効の日から令和8年1月9日まで			

大田区立田園調布中学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立田園調布中学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）
- (2) 工事場所 大田区田園調布二丁目 60番1号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和7年2月14日まで
- (4) 工事内容 ア 外壁改修工事 一式

2



入札経過調書

第76号議案

入札年月日	件名	大田区立田園調布中学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）		
令和6年5月15日				
入札参加者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）	
1	小川建設株式会社	¥230,000,000		
2	サンユー建設株式会社	¥228,000,000		
3	醍醐建設株式会社	レ ¥210,000,000		
4	リノ・ハピア株式会社	¥224,000,000		
5				
6				
7				

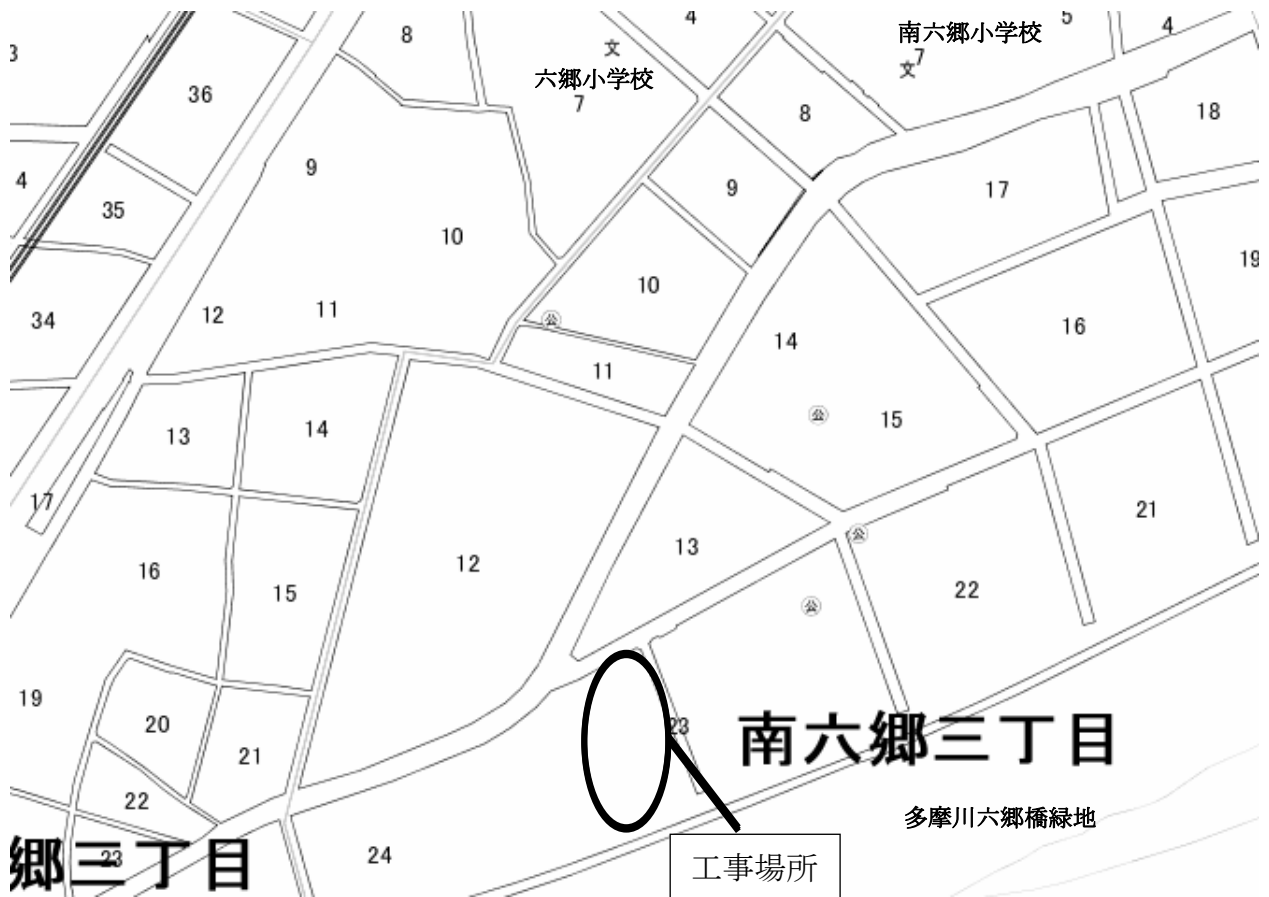
契約の相手方	名称	醍醐建設株式会社	
	所在地	大田区西蒲田七丁目18番4号	
契約金額（税込）	¥231,000,000	（落札率99.30%）	
（税抜）	¥210,000,000		
予定価格（税込）	¥232,628,000		
（税抜）	¥211,480,000		
工期	契約有効の日から令和7年2月14日まで		

大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築並びに大田区立くすのき園大規模改修電気設備工事請負契約について

1 工事概要

- (1) 工事件名 大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築及び大規模改修電気設備工事
- (2) 工事場所 大田区南六郷三丁目 23 番 9 号及び南六郷三丁目 23 番 8 号
- (3) 工 期 契約有効の日から令和8年1月9日まで
- (4) 工事内容
 - ア 大田区立くすのき園及び大田区立南六郷福祉園増築工事に伴う電気設備工事
 - イ 大田区立くすのき園大規模改修工事に伴う電気設備工事

2 案内図



総務財政委員会
令和6年6月21日・24日
総務部 資料7番
所管 経理管財課

大田区立馬込第三小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊しその他工事請負契約について

1 工事概要

- (1)工事件名 大田区立馬込第三小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊しその他工事
- (2)工事場所 大田区北馬込一丁目28番1号
- (3)工 期 契約有効の日から令和7年10月31日まで
- (4)工事内容
 - ア 取壊し工事 一式
 - イ 外構撤去工事 一式
 - ウ 体育館改修工事 一式
 - エ ア～ウに伴う設備機器撤去工事 一式

2 案内図



入札経過調書

第78号議案

入札年月日	件名	大田区立馬込第三小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊しその他工事		
令和6年5月15日				
入札参加者		第1回入札（税抜）	第2回入札（税抜）	
1	門倉・ツチヤ 建設工事共同企業体	¥485,000,000		/
2	酒井・共栄 建設工事共同企業体	レ¥463,000,000		
3				
4				
5				
6				
7				
<p> 契約の相手方 名 称 酒井・共栄建設工事共同企業体 </p> <p> 所在地 大田区南雪谷一丁目6番6号 </p> <p> 契約金額（税 込） ¥509,300,000 （落札率93.44%） </p> <p> （税 抜） ¥463,000,000 </p> <p> 予定価格（税 込） ¥545,061,000 </p> <p> （税 抜） ¥495,510,000 </p> <p> 工 期 契約有効の日から令和7年10月31日まで </p>				

大田区立入新井第一小学校校舎（棟番号②－1ほか）取壊し工事請負契約について

1 工事概要

- (1)工事件名 大田区立入新井第一小学校校舎（棟番号②－1ほか）取壊し工事
- (2)工事場所 大田区大森北四丁目6番
- (3)工 期 契約有効の日から令和7年5月30日まで
- (4)工事内容 ア 既存校舎取壊し工事 一式
イ 付属建物及び工作物等取壊し工事 一式

2 案内図



アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例の一部改正について

『日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律』の改正に伴い、次のとおり規定を整備する。

1 徴収方法に普通徴収等を追加する規定等の改正

条例	改正の概要	施行日
条例名称		公布の日
第1条 (目的)	アメリカ合衆国の軍隊の構成員等が所有する自動車に係る軽自動車の種別割の徴収方法について、従前の証紙を用いる方法に加え、普通徴収及び証紙現物以外の方法による証紙徴収も可能とする規定を設ける。	
第3条 (徴収の方法)		
第4条 (証紙徴収の手続)		

2 その他規定の整備

条例	改正の概要	施行日
第1条 (目的)	大田区特別区税条例と同様に「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割(種別割)」に改めるとともに、税率その他文言を整備する。	公布の日
第2条 (税率)		
第3条 (徴収の方法)		
第4条 (証紙徴収の手続)		
第5条 (納期)		

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の証紙徴収の方法に関する条例（昭和28年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の<u>種別割の賦課徴収の特例</u>に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基き、<u>軽自動車税の種別割（以下「種別割」という。）</u>の賦課徴収の方法について大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号。以下「条例」という。）の特例を設けることを目的とする。</p> <p><u>（税率）</u></p> <p>第2条 <u>合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する種別割の税率は、条例第39条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>（1）原動機付自転車 年額 500円</u></p> <p><u>（2）軽自動車</u></p> <p><u>ア 2輪又は3輪のもの 年額 1,000円</u></p> <p><u>イ 4輪以上のもの 年額 3,000円</u></p> <p><u>（3）2輪の小型自動車 年額 1,000円</u></p> <p><u>（徴収の方法）</u></p> <p>第3条 <u>前条に規定する軽自動車等に対する種別割については、普通徴収又は証紙徴収の方法によつて徴収する。</u></p>	<p>○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の<u>証紙徴収の方法</u>に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。）第4条第1項の規定に基き、<u>軽自動車税</u>の<u>証紙徴収</u>の方法について大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号。以下「条例」という。）の特例を設けることを目的とする。</p> <p><u>（徴収の方法）</u></p> <p>第2条 <u>合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等（特例法第2条第4項から第6項までに規定するものをいう。）の所有する原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する軽自動車税については、この条例の定めるところにより、証紙徴収の方法による。</u></p> <p><u>（証紙徴収の手續）</u></p> <p>第3条 <u>前条に規定する軽自動車等に対する軽自動車税の納税義務者は、当該税額を軽自動税納税証紙（以下「証紙」という。）によつて</u></p>

新	旧
<p><u>(証紙徴収の手続)</u></p> <p><u>第4条</u> 前条に規定する証紙徴収の方法によつて種別割を納付する場合には、種別割の納税義務者は、当該税額を軽自動車税（種別割）納税証紙（以下「証紙」という。）によつて払い込まなければならない。この場合においては、種別割を納付する義務が発生することを証する書類に、証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。</p> <p><u>2</u> 前項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する種別割の納税義務は、同項前段に規定する証紙又は同項後段に規定する書類に軽自動車税（種別割）納税済印による検印を受けた時に消滅するものとする。</p> <p>(納期)</p> <p><u>第5条</u> <u>種別割</u> の納期は4月11日から同月30日までとする。</p> <p><u>2</u> 賦課期日後新たに納税義務が発生した者に対して課する<u>種別割</u> の納期は、区長が定める。</p> <p>(条例施行の細目)</p> <p><u>第6条</u> この条例に定めるものを除く外、この条例の施行に関し必要な事項は区長が定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>払い込まなければならない。</u></p> <p><u>2</u> <u>軽自動車税の納税義務は、前項の規定による証紙に軽自動車税納税済印による検印を受けた時に消滅するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(納期)</p> <p><u>第4条</u> <u>軽自動車税</u> の納期は4月11日から同月30日までとする。</p> <p><u>2</u> 賦課期日後新たに納税義務が発生した者に対して課する<u>軽自動車税</u> の納期は、区長が定める。</p> <p>(条例施行の細目)</p> <p><u>第5条</u> この条例に定めるものを除く外、この条例の施行に関し必要な事項は区長が定める。</p>

大田区土地開発公社の経営状況報告について

1 経営状況（令和5年度）

（単位：円）

貸借対照表	資 産		流動資産計	7,071,196,910
			固定資産計	0
			資産合計	7,071,196,910
	負 債		流動負債	277,145,616
			固定負債	6,733,180,018
			負債合計	7,010,325,634
資 本		資本合計	60,871,276 (当期純利益579,586)	
損益計算書	経常損益	事 業	事業収益	2,669,833,446
			事業原価	2,664,320,821
			販売費及び一般管理費	4,934,172
		事業外	事業外収益	1,133
			事業外費用	0
		経常利益		
当期純利益			579,586	

2 主な事業報告（令和5年度）

(1) 公有用地の先行取得		858,291千円
・都市計画道路用地	(実績) 4か所	167.87㎡
・公園用地	(実績) 3か所	577.52㎡
・道路用地	(実績) 8か所	114.09㎡
・施設整備用地	(実績) 1か所	859.40㎡
計	(実績) 16か所	1,718.88㎡
(2) 土地の処分（譲渡先：大田区）		2,664,207千円
・都市計画道路用地	(実績) 3か所	353.63㎡
・公園用地	(実績) 2か所	10,607.85㎡
・道路用地	(実績) 6か所	90.35㎡
計	(実績) 11か所	11,051.83㎡

3 主な事業計画（令和6年度）

(1) 公有用地の先行取得		5,000,000千円
1 都市計画道路用地		1,200㎡
2 公園用地・その他		6,700㎡

(2) 土地の処分（譲渡先：大田区）

- 1 都市計画道路用地 5か所
- 2 公園用地 2か所
- 3 道路用地 3か所

4 その他

役員等の異動について

理事等の異動

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
理事	森岡剛 (令和6年4月1日就任)	今岡正道 (令和6年3月31日退任)
監事	杉村由美 (令和6年4月1日就任)	佐々木信久 (令和6年3月31日退任)
監事	鈴木隆広 (令和6年4月1日就任)	梅崎修二 (令和6年3月31日退任)

大田区立入新井第一小学校及び仮称大田区大森北四丁目複合施設の 改築工事における漏水事故について（経過報告）

1 事故の概要

本工事は、令和6年6月28日の工期に向け、受注者において、各所試験運転、検査、調整等を進めていたが、次のとおり3件の漏水事故が連続して発生した。

	確認日時	漏水場所	事象	被害範囲
1	6月11日（火） 14：30頃	1階 女子便所	給水ポンプ作動試験時、 加圧により配管接合部で 抜管し漏水した	【1階】 昇降口、図書室、備蓄倉 庫、便所、教員室他 【地下1階】 きこえとことばの教室 各室他 【地下2階】 EVピット他
2	6月13日（木） 7：45頃	地下1階 個別指導室	排水管の施工不良により、 接合部が抜管し漏水した	【地下1階】 きこえとことばの教室 各室他
3	6月13日（木） 8：00頃	地下2階 受水槽 ポンプ室	試運転調整がされていない 水中ポンプが継続的に稼働 したことで、水槽内から 水が越流し漏水した	【地下2階】 多目的ホール、廊下、 機械室、倉庫、便所他

2 区の対応状況

- 漏水事故による影響の大きさを踏まえ、6月17日16時に区長を本部長とする対策本部を設置した。
- 漏水による影響が広範囲かつ長時間であったことから、対策本部会議において、9月1日に予定していた複合施設の開設時期を延期することとし、同日プレス発表した。
- 詳細な被害状況及び原因については継続して調査中。事故の影響による各事業や利用者への対応方法については検討中。

3 今後の対応

上記調査等を踏まえ、今後の対応について逐次判断の上、区民、議会への情報提供を行っていく。

■ 開催内容

● 日程

令和6年5月31日（金）13:00 から 15:00 まで

● 議題

- 1 新たな基本計画・実施計画の策定について
 - (1) 計画の位置付け
 - (2) 計画の構成
 - (3) 計画の期間

- 2 今後の進め方等について
 - (1) 懇談会・専門部会の進め方
 - (2) 専門部会の構成

第1回大田区基本計画懇談会における意見の一部

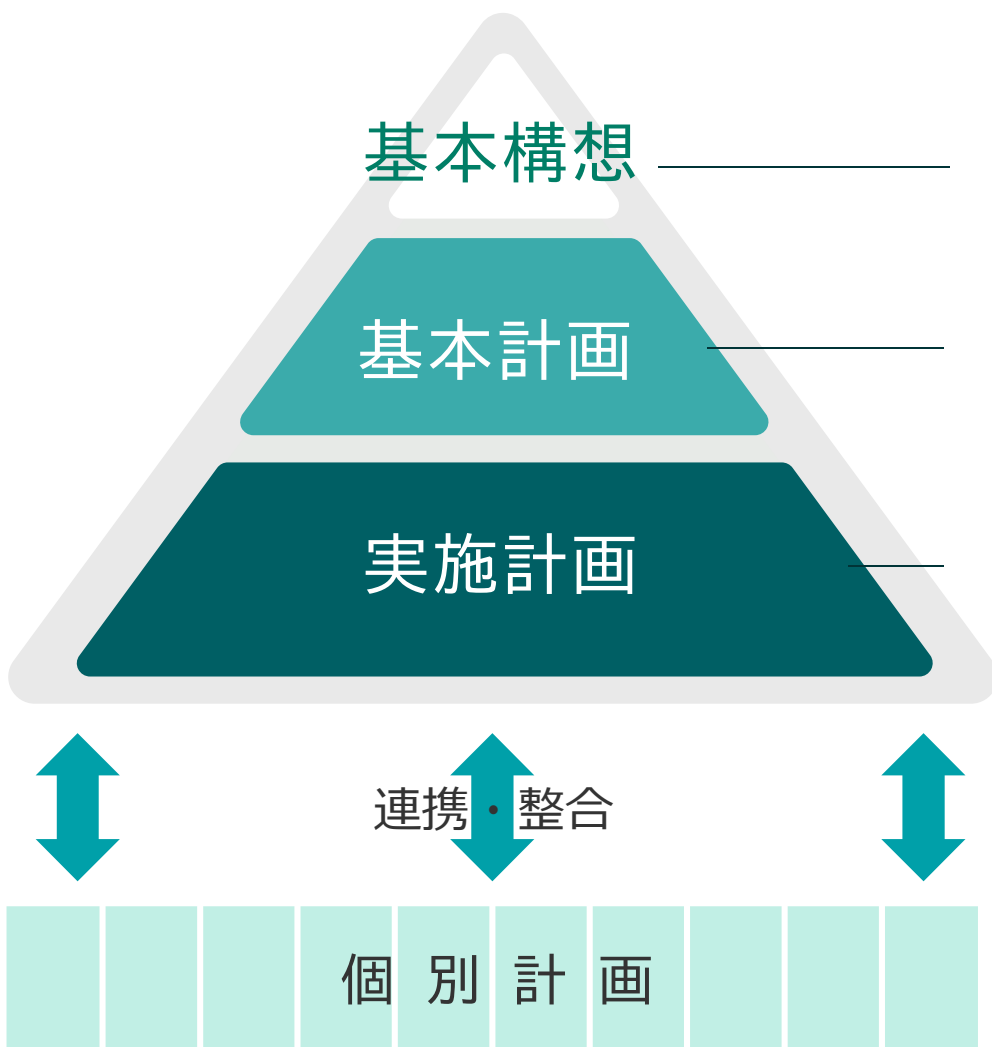
- 「位置付け」
- ・ 3層構造で、基本計画が長期性を担保し、実施計画で機動的・短期的な対応という構成になっていて良いのではないか。
 - ・ 基本計画と実施計画はレベル感、描くべき内容が違い、抽象度、具体性も異なるため、3層構造にするのは良い。
- 「構成」
- ・ 変化の激しい時代であっても、柔軟に対応していくということが実施計画の必要性であり、今回盛り込んでいることは支持できる。
- 「期間」
- ・ 第1期と第2期を切れ目なく、空白期間を設けずに作っていきこうということが示されているのは重要である。
 - ・ 3年の見直しとしているが、コロナ禍のような突然の出来事で世の中すべてが変わってしまった時を想定しておくべき。
- 「その他」
- ・ 実効性のある計画にしていくことが課題。形骸化させないような計画を考えていく必要がある。
 - ・ 個々の事業が重要であることは間違いないが、事業間の有機的な関係が良好であるかということが重要である。
 - ・ 区民の分かりやすさやきちんとした理屈付けなど、工夫ができれば良い。

会議資料 (懇談会委員名簿)

	氏名	区分	所属等		氏名	区分	所属等
1	牛山 久仁彦	学識経験者	明治大学 政治経済学部教授	16	西 義雄	団体代表者	大田区リサイクル事業協同組合 理事長
2	澁谷 昌史	学識経験者	関東学院大学 社会学部教授	17	牧野 ふみよ	団体代表者	NPO法人 大田・花とみどりのまち づくり 事務局長
3	有村 久春	学識経験者	東京聖栄大学 健康栄養学部教授	18	三木 伸良	団体代表者	大田区自治会連合会 会長
4	石渡 和実	学識経験者	東洋英和女学院大学 名誉教授	19	星山 知之	公募区民	公募区民
5	西脇 祐司	学識経験者	東邦大学 医学部教授	20	濱 洋子	公募区民	公募区民
6	小林 真理	学識経験者	東京大学大学院 人文社会系研究科教授	21	赤星 剛史	公募区民	公募区民
7	奥 真美	学識経験者	東京都立大学 都市環境学部教授	22	永井 隆	公募区民	公募区民
8	下村 芳樹	学識経験者	東京都立大学大学院 システムデザイン研究科教授	23	松原 秀典	区議会議員	大田区議会議長
9	中西 正彦	学識経験者	横浜市立大学大学院 都市社会文化研究科教授	24	大橋 たけし	区議会議員	大田区議会副議長
10	松山 知規	有識者	デロイトトーマツコンサルティング 合同会社 執行役員	25	えびさわ 圭介	区議会議員	自由民主党大田区議団・無所属の会
11	森 英男	団体代表者	大田区矢口地区民生児童委員協議会 会長	26	田島 和雄	区議会議員	大田区議会公明党
12	中島 寿美	団体代表者	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会 会長	27	佐藤 伸	区議会議員	日本共産党大田区議団
13	深尾 定男	団体代表者	東京商工会議所 大田支部会長	28	三沢 清太郎	区議会議員	日本維新の会大田区議団
14	広瀬 安宏	団体代表者	一般社団法人 大田工業連合会会長	29	犬伏 秀一	区議会議員	つばさ大田区議団
15	北見 公秀	団体代表者	大田区商店街連合会 会長	30	おぎの 稔	区議会議員	東京政策フォーラム (都民ファースト・国民民主・無所属の会)
				31	庄嶋 孝広	区議会議員	立憲民主党大田区議団

会議資料（計画の位置付け（案））

- ✓ 基本構想・基本計画・実施計画によって構成される区の最上位計画が総合計画であり、各個別計画の上位の計画として位置付ける。



位置付け

めざすべき将来像やまちづくりの基本的な考え方を示す自治体の最上位指針

基本構想で定めた将来像を実現するための施策等をまとめたもの

基本計画の施策等に対応する具体的な事業や年次計画をまとめたもの

重点的に取り組む必要のある事業や特に進捗管理を必要とする事業をスケジュール化することを想定

—— 法令等に基づく各事業分野の計画

構成

基本理念

将来像

基本目標

施策

主要
事業

その他
事業

会議資料（計画の構成（案））

- ✓ 基本計画及び実施計画において掲載する主な項目は以下を想定
- ✓ 基本計画及び実施計画は計画期間が異なることから別冊子として管理することを想定

基本計画

別冊子を想定

実施計画

総論

○基本的な考え方

- ・目的、位置付け、計画期間、進行管理（行政評価の仕組み）等

○背景

- ・社会経済状況、区を取り巻く状況（人口、財政等）等

○重点課題の設定（分野横断的な取組を含む）

- ・重点的に解決すべき課題に基づいた分野横断的な取組を想定

各論

○施策体系

- ・現状と課題、めざす姿、施策の方向性、指標・目標値 等

主要事業を中心に掲載することを想定

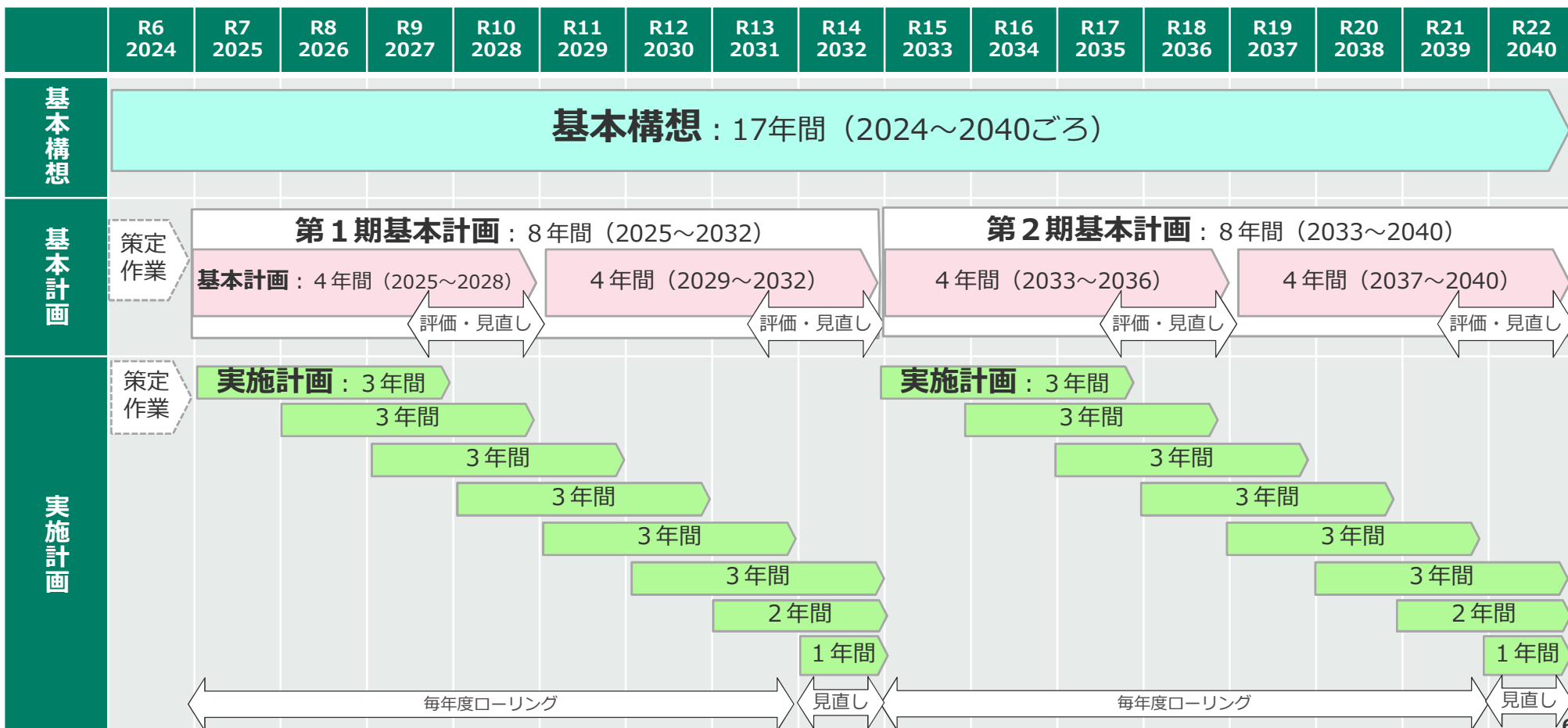
- 事業概要
- 年度計画
- 指標・目標値
- 事業費 等

【イメージ】町田市 実施計画

重点事業3 地域のスポーツ環境の充実		継続					
事業概要							
●子どもがスポーツを好きになり、楽しむきっかけをつくるとともに、体力・運動能力が向上するよう、家庭、地域、学校との連携・協働を進めます。また、子どもをきっかけに、子育て世代や働き盛り世代のスポーツ実施率向上を図ります。							
●いくつになってもスポーツが楽しめるよう、様々な世代に健康増進や体力向上を目的としたスポーツ機会を提供します。							
●スポーツ環境を支える人材や組織を充実させます。							
年度計画（主な活動）		2022	2023	2024	2025	2026	
●「まちとも*」との連携		5地区	→	6地区	7地区	8地区	
●運動関連動画等の配信		40件	→	→	→	→	
●スポーツマップ*の作成・配布		7地区	→	10地区	→	→	
目標指標		現状値	2022	2023	2024	2025	2026
①30～49歳のスポーツ実施率		男性 50.0% 女性 58.1% (2020年度)	男性 58.7% 女性 65.7%	男性 60.6% 女性 66.4%	男性 62.5% 女性 67.1%	男性 64.4% 女性 67.8%	男性 66.3% 女性 68.5%
②スポーツに関するボランティアを行った割合		3.8% (2020年度)	6.6%	8.0%	9.4%	10.8%	12.2%
事業費概算		10百万円		所管部 文化スポーツ振興部			

会議資料（計画の期間（案））

- ✓ 基本計画策定後の基本構想期間（16年間）を均等割りし、第1期・第2期基本計画期間を各8年間とする。
（各計画期間4年ごとに見直しを行う）
- ✓ 実施計画は3年間を単位として毎年度ローリングを行い、基本計画の見直し時期に合わせて実施計画の見直しを一体的に行う。
- ✓ 基本計画の実効性を担保する仕組みを構築し、計画と予算編成や事業執行が連動する形を想定。



会議資料（懇談会・専門部会の進め方 スケジュール）

R6 4月	5月	6月	7月	8月	9月
<ul style="list-style-type: none"> 懇談会条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> ◎懇談会① (5/31) 			<ul style="list-style-type: none"> ○専門部会① 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆区民意見聴取（7～8月頃を予定） ・ワークショップ ・区民意識調査 </div>					
10月	11月	12月	R7 1月	2月	3月
<ul style="list-style-type: none"> ◎懇談会② 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門部会② 	<ul style="list-style-type: none"> ◎懇談会③ 	<ul style="list-style-type: none"> 素案作成 		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> 区民説明会（2回） </div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> パブコメ </div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画・実施計画策定 </div>					

会議資料（懇談会・専門部会の進め方 予定議題）

会議	時期	内容
懇談会①	5/31	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の位置付け・構成・期間等の検討 専門部会の構成について
専門部会①	8月	<ul style="list-style-type: none"> 施策ごとの検討 現状と課題 めざす姿 施策の方向性 達成度を測る指標・目標値
懇談会②	10月	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会①の検討状況報告 分野横断的な取組の検討 行政評価手法の検討
専門部会②	11月	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画に掲載する主要事業の検討 年度計画、指標 等
懇談会③	12月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画・実施計画（素案）について

会議資料（専門部会の構成）

■ 基本目標①

こども/子育て/教育

	氏名	区分
1	澁谷 昌史 (部会長)	学識経験者
2	有村 久春	学識経験者
3	森 英男	団体代表者
4	星山 知之	公募区民
5	松原 秀典	区議会議員
6	田島 和雄	区議会議員
7	犬伏 秀一	区議会議員

■ 基本目標②

共生/社会的包摂/国際/健康/
スポーツ/文化/生涯学習

	氏名	区分
1	石渡 和実 (部会長)	学識経験者
2	西脇 祐司	学識経験者
3	小林 真理	学識経験者
4	中島 寿美	団体代表者
5	濱 洋子	公募区民
6	おぎの 稔	区議会議員
7	庄嶋 孝広	区議会議員

会議資料（専門部会の構成）

■ 基本目標③

環境/産業

	氏名	区分
1	奥 真美 (部会長)	学識経験者
2	下村 芳樹	学識経験者
3	深尾 定男	団体代表者
4	広瀬 安宏	団体代表者
5	北見 公秀	団体代表者
6	西 義雄	団体代表者
7	牧野 ふみよ	団体代表者
8	赤星 剛史	公募区民
9	佐藤 伸	区議会議員
10	三沢 清太郎	区議会議員

■ 基本目標④

防災/治安/都市づくり/水とみどり

	氏名	区分
1	中西 正彦 (部会長)	学識経験者
2	松山 知規	有識者
3	三木 伸良	団体代表者
4	永井 隆	公募区民
5	大橋 たけし	区議会議員
6	えびさわ 圭介	区議会議員

工事請負契約の報告について

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報告番号	1
工事件名	大田区南千束三丁目、下丸子四丁目付近管路耐震化工事
契約金額	¥89,210,000-
契約の相手方	世田谷区上用賀一丁目7番3号 管清工業株式会社 代表取締役 長谷川 健司
契約年月日	令和 6 年 6 月 4 日
工期	令和 7 年 2 月 28 日

工事概要

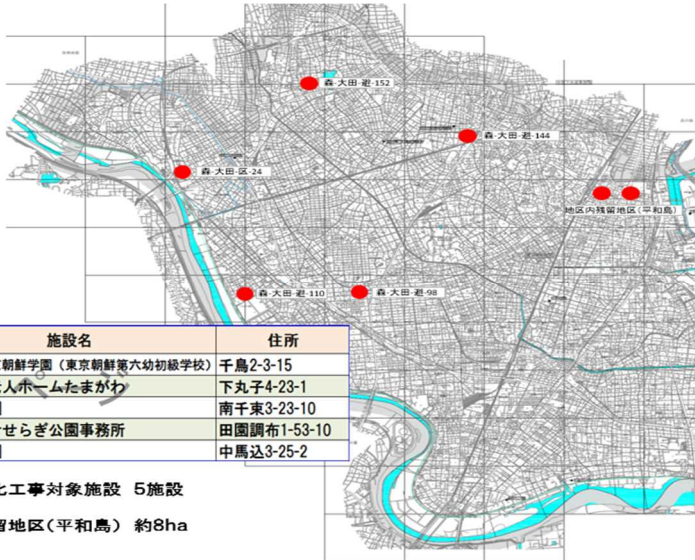
(1) 工事場所

大田区南千束三丁目外6か所

(2) 工事内容

- ア 既設人孔改造（耐震化） 一式
- イ 既設人孔改造（人孔浮上抑制） 一式
- ウ 汚水ます 一式
- エ 汚水ます取付管 一式
- オ 既設汚水ます撤去 一式
- カ 既設汚水ます取付管撤去 一式

(3) 案内図



工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	2
工 事 件 名	本庁舎新設便所その他改修工事（Ⅱ期）
契 約 金 額	¥66,220,000－ 随意契約
契 約 の 相 手 方	大田区大森北二丁目3番15号 大田空調衛生協同組合 代表理事 小國 博明
契 約 年 月 日	令和 6 年 5 月 1 4 日
工 期	令和 7 年 3 月 1 4 日

工 事 概 要

(1) 工事場所

大田区蒲田五丁目13番14号

(2) 工事内容

- ア 新設便所改修工事（Ⅱ期） 一式
- イ 1、2階中央ファンコイル更新工事 一式
- ウ 排煙設備改修工事 一式

(3) 案内図



総務財政委員会 令和6年6月21日・24日
総務部 資料1番
所管 経理管財課

工 事 請 負 契 約 の 報 告 に つ い て

※ 契約金額 6,000 万円以上、15,000 万円未満のもの

報 告 番 号	3
工 事 件 名	田園調布せせらぎ公園整備工事（体育施設周辺）
契 約 金 額	¥135,300,000-
契 約 の 相 手 方	大田区北千束二丁目18番7号 株式会社第一造園 代表取締役 西濱 大祐
契 約 年 月 日	令 和 6 年 5 月 2 8 日
工 期	令 和 7 年 2 月 2 1 日

工 事 概 要

(1) 工事場所

大田区田園調布一丁目53番

(2) 工事内容

舗装工、管理施設工、準備工、敷地造成工、舗装工、縁石工、休養施設工、サイン施設工、植栽工

(3) 案内図



令和6年5月31日現在

令和5年度 大田区各会計歳入歳出決算

収入率・執行率は四捨五入

一般会計		円	収入率 執行率	前年度
予算現額		327,846,265,000		
歳入総額		316,247,388,177	96.46	96.09
歳出総額		312,942,748,224	95.45	94.84
歳入歳出差引額		3,304,639,953		
継続費通次 繰越額	一般財源	0		
	特定財源	0		
繰越明許費 繰越額 ※	一般財源	593,393,435		
	特定財源	0		
事故繰越し 繰越額	一般財源	0		
	特定財源	0		
翌年度繰越額	一般財源	593,393,435		
	特定財源	0		
実質収支額		2,711,246,518		
財政基金積立金		1,355,624,000		
翌年度繰越財源		1,355,622,518		

国民健康保険事業特別会計		円	収入率 執行率	前年度
予算現額		69,308,502,000		
歳入総額		67,585,273,549	97.51	98.83
歳出総額		67,212,936,988	96.98	97.53
歳入歳出差引額		372,336,561		
後期高齢者医療特別会計		円	収入率 執行率	前年度
予算現額		19,409,371,000		
歳入総額		19,474,384,065	100.33	100.35
歳出総額		19,314,039,838	99.51	99.47
歳入歳出差引額		160,344,227		
介護保険特別会計		円	収入率 執行率	前年度
予算現額		59,725,706,000		
歳入総額		59,094,144,699	98.94	98.12
歳出総額		58,665,662,827	98.23	96.68
歳入歳出差引額		428,481,872		

※繰越明許費繰越額は、繰越明許費2,108,919,435円から未収入特定財源1,515,526,000円を除外したものである。